

番号	質問内容	回答
1	給付金はどのような趣旨で支給されるものですか。	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給するものです。
2	給付対象の「世帯」とは何ですか。	住民票上の世帯のことです。 「住民税非課税世帯」と「家計急変世帯」の定義は下記の通りです。 「住民税非課税世帯」とは、基準日(令和3年(2021年)12月10日)において、住民基本台帳に記録されている方で、世帯全員の令和3年度分(2021年度分)の住民税均等割が非課税である世帯です。 「家計急変世帯」とは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、「住民税非課税世帯」と同様の事情にあると認められる世帯です。
3	確認書はいつ発送されますか。	志木市では、1月31日から順次発送できるよう準備しております。
4	給付はいつですか。	確認書、申請書を受け付け、2月から順次支給できるよう準備しております。
5	給付金はどのように受け取るのですか。	原則として、世帯主名義の銀行口座への振込みとなります。
6	自分が給付対象か知りたいです。どうしたら確認できますか？	「住民税非課税世帯」につきましては、対象者の方には、市から確認書をお送りします。確認書が届かない場合や対象世帯であるか確認したい場合は、志木市住民税非課税世帯等臨時特別給付金室へお問い合わせください。 「家計急変世帯」につきましては、令和3年度分(2021年度分)の世帯員全員の年収見込み額が非課税に相当する額の場合、対象となります。対象かどうかの個別の確認につきましては、ご提出いただいた申請書類等をもとに市で審査することとなります。
7	生活保護を受けていますが給付金はもらえますか。	生活保護世帯も支給対象となります。なお、生活保護制度の被保護者の収入認定にあたっては、収入として認定されません。

8	世帯主のDVから避難して生活しています。支給対象となりますか？	配偶者やその他の親族などからの暴力を理由に避難している方については、独立した世帯とみなします。住民税非課税世帯に対する給付の要件、または、家計急変世帯に対する給付の要件を満たせば、支給対象となります。
9	外国人は給付対象者ですか。	基準日（令和3年12月10日）において、住民基本台帳に記録されている外国人は、支給対象となります。
10	世帯主が、身体が不自由で、自分で確認書の返送や申請書の提出ができない場合は、どのようにしたらよいですか。	本人による確認書の返送や申請書の提出が困難な方は、代理人が行うことも可能です。申請者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族その他の平素から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市区町村長が特に認める方による代理申請が認められます。代理申請には、本人と代理人との関係を説明する書類などを提出いただきます。
11	家計急変世帯の申請書はどこでもらえますか。	市ホームページに掲載、市役所第1庁舎共生社会推進課窓口、総合福祉センター、柳瀬川駅前出張所、高齢者あんしん相談センター5箇所にて配架予定です。 申請書の提出は、志木市住民税非課税世帯等臨時特別給付金室に原則郵送での送付をお願いします。